

退園(継続通園)届

令和 年 月 日
練馬区教育委員会教育長 宛て

住所 練馬区
保護者氏名
日中連絡先 () 父・母・その他 ()

フリガナ 児童氏名	生年月日	保育園名	延長保育 の利用	障害児保育 の利用
	年 月 日		有・無	有・無
	年 月 日		有・無	有・無
退園予定日 ※継続通園の場合は転出予定日	年 月 日			
退園理由	☐ 区外転出のため ※「現保育園の継続通園について」を必ずご記入ください。 転出先住所：〒 -			
	☐ 幼稚園等を利用するため 利用開始日： 年 月 日 施設名：			
	☐ 入所要件がなくなったため			
	☐ その他（理由：)			

現 保 育 園 の 継 続 通 園 に つ い て（練馬区から転出する場合）	
(いずれかにチェック)	☐ 希望する ☐ 希望しない
※ 転出後も在園中の保育園へ引き続き通園を希望する場合は、転出日の属する月の末日（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）まで（ただし、転出した日が月の初日の場合は、その当日中）に、転出先の保育園担当部署で教育・保育給付認定および継続通園の手続を行ってください。	

つぎの注意事項をよくお読みいただき、確認欄にチェックを入れてください。

- 提出した退園届の取下げはできません。退園が確定してからご提出ください。 - 退園月中は現保育園以外の特定教育・保育施設（保育園・幼稚園・認定こども園）および特定地域型保育事業所（小規模保育事業等）に在籍できません。二重在籍となると、転園先で補助金等の給付を受けられない場合があります。遅くとも退園月末日までに退園届をご提出ください。 - 現保育園の利用有無にかかわらず、この届を提出した月までの保育料を負担していただく場合があります。 - 転出先の自治体で別の保育園の内定が決まり継続通園の必要がなくなった場合は、必ず練馬区保育課にご連絡ください。 3歳児から5歳児クラスの方が継続通園する場合、転出先自治体の取扱いにより食事の提供に要する費用が徴収されることがあります。 - 継続通園を希望する世帯について、転出と同時に区立保育園の延長保育（継続利用）の利用を辞退する場合は、辞退月中に『延長保育辞退兼変更届（在園児用）』をご提出ください。
☐ 上記の注意事項について全て確認し、保護者*全員同意のうえで提出します。 (チェックがない場合、この届が無効となる場合があります。)

※保護者とは、現監護者（現に児童を保育している者）を指します

【区立保育園記入欄】

保育園受付年月日	年 月 日	保育園長の確認	
----------	-------	---------	--

※ 退園届は速やかに保育課へご提出ください。区立保育園に通っている場合は、通園している保育園へのご提出も可能です。

[問合せ先]
練馬区保育課保育認定係 電話 03-5984-1479